

庁議（令和5年1月24日）結果について

- 1 開催日 令和5年1月24日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 防災・危機管理監、産業振興部長、市民部長、健康・こども部長、
副病院長兼事務局長、企画政策課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	児童福祉法第34条の16第2項の規定により、省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。 一部改正の主な内容としては、安全計画の策定の義務化、自動車の乗降車時の乳幼児の所在確認の義務化、送迎を目的とした運行をする際のブザー等の設置の義務化、民法の改正に伴う懲戒権の削除、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するもの
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの。 <ul style="list-style-type: none">・安全計画の策定等に係る義務規定の追加・自動車運行時児童所在確認に係る義務規定の追加・業務継続計画の策定等に係る努力義務規定の追加・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	健康保険法施行令の一部改正（令和5年4月1日施行）にあわせ、平塚市国民健康保険条例第5条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改定し、同項ただし書中「42万円」を「50万円」に改定する。
----	---

結果	審議の結果承認された。
----	-------------

(4) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 国民健康保険税については、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村は県が示す標準保険税率を参考にして国民健康保険税の税率等を定めることとなっております。</p> <p>令和5年度の国民健康保険税の税率等について、本市国民健康保険の被保険者の状況や財政状況等を踏まえて保険税率の改定に伴う条例改定をするほか、必要な規定を整備する。</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>学会や大学病院などの動向を踏まえ、診療範囲やその内容を明確にするため、耳鼻咽喉科の診療科名称を変更するもの。</p> <p>2 関係条例</p> <p>平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部改正</p> <p>3 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025（改訂版）」の令和4年度中間評価について

概要	<p>将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025（改訂版）」は、年2回「自己点検」及び「外部点検」を実施し、その結果を病院開設者である市長に報告し、市長からの「意見」や「指示」を付記した上で「公表」することとしている。令和4年度上半期実績を踏まえた評価について、別紙のとおり取りまとめたので報告する。</p>
----	--

(2) 平塚市地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等対策計画）改訂素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>災害への事前対策や応急対策等、防災対策の基本的な指針を定めた「平塚市地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等対策計画）」について、神奈川県地域防災計画の改訂や南海トラフ地震に係る防災対応等を踏まえ、必要な見直しを行い、防災・減災対策の実効性を高めるため、改訂作業を進めている。</p> <p>平塚市防災会議に諮り策定した改訂素案のパブリックコメント手続の実施結果を報告するものである。</p> <p>1 意見募集期間</p> <p>令和4年12月2日（金）から令和5年1月6日（金）</p>
----	--

2	周知方法 広報ひらつか(12月第1金曜日号)、市ホームページ、記者発表
3	閲覧場所 市役所(市政情報コーナー、災害対策課)、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター及び市のホームページ
4	意見募集の方法 郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム、市長への手紙等
5	提出された意見 個人5名 意見8件
6	意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表する。

(3) 令和4年度平塚市市民意識調査の結果について

概要	<p>平塚市民の居留意向、生活の満足感、まちづくりに対する重要度や満足度を調査し、今後のまちづくりを進めていくための基礎資料を得ること及び平塚市総合計画の達成状況を測ることを目的として、市民意識調査を実施しました。</p> <p>この度、令和4年度の調査結果がまとまりましたので、報告する。</p> <p>1 調査方法</p> <p>(1) 調査対象 平塚市内に在住する満16歳以上の男女3,000人</p> <p>(2) 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出</p> <p>(3) 調査方法 郵送配布、郵送回収(料金受取人払いの返信用封筒を添えて郵送)又は e-kanagawa 電子申請システムでの回答</p> <p>(4) 調査期間 令和4年9月2日(金)～9月30日(金)</p> <p>2 標本数及び回収結果</p> <p>(1) 標本数</p> <table border="0"> <tr> <td>発送</td> <td>3,000件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戻り</td> <td>6件</td> <td>(相手方の不明のため)</td> </tr> <tr> <td>実質標本数</td> <td>2,994件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効回収数 1,019件</p> <p>(3) 有効回収率 34.0%</p> <p>3 結果公表</p> <p>1月31日(市議会議員配付)、2月上旬(公共施設配架等)</p>	発送	3,000件		戻り	6件	(相手方の不明のため)	実質標本数	2,994件	
発送	3,000件									
戻り	6件	(相手方の不明のため)								
実質標本数	2,994件									

(4) 平塚市森林整備計画の改定及び公告・縦覧について

概要	<p>1 平塚市森林整備計画(以下「市計画」という。)</p> <p>森林法第10条の5の規定に基づき策定するもので、神奈川県が策定する「神奈川県地域森林計画」(以下「県計画」という。)において対象とされた市内の民有林の整備促進のための計画で、5年ごとの策定が求められている。</p> <p>現行計画の期間は、平成30年4月1日から令和10年3月31日までとなっている。</p> <p>2 改定について</p> <p>市計画に先立ち、県計画は令和4年12月に計画期間が令和5年</p>
----	--

	<p>4月1日から令和15年3月31日までとする計画に改定された。 市計画は県計画を基に作成され、また現行計画の始期から5年間経過することから、市計画を改定するもの。 なお、改定に当たり法律に基づき公告・縦覧を行う。</p> <p>3 変更点 計画の対象となる森林面積の変更、森林経営管理制度に関する事項の追記、国等が示す様式等への適合</p> <p>4 今後のスケジュール 令和5年2月1日から3月2日 計画案 公告・縦覧 令和5年3月20日 庁議(計画の付議) 令和5年3月22日 公告</p>
--	---

(5) 令和5年度実施提案型協働事業審査結果について

概要	<p>令和5年度に実施する提案型協働事業について、協働事業審査会を開催し、審査の結果、市民提案型協働事業2事業を採択した。</p> <p>1 審査会：10月6日(木) 提案2事業のプレゼンテーション及び審査員による質疑応答を実施</p> <p>2 審査員：平塚市協働事業審査会委員(計7名) 【内訳】平塚市市民活動推進委員3名、学識経験者1名、企画政策部長、総務部長、市民部長</p> <p>3 審査会で採択された事業 (1) 社会環境の変化に対応した地域活動の仕組みづくり支援事業 (継続3年目) (2) 農業体験を通して不登校やひきこもりの若者と人材不足に悩む農家をつなぐ就農支援事業～平塚市「スマートライスセンター」の通年営業モデルの創出に向けて～ (継続2年目)</p>
----	---

以 上